

平成30年 3月20日

需要者各位

十里木別荘管理株式会社
所長 二之形秀孝

浄水・原水（水道水）水質検査結果等のご報告

拝啓

早春の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より別荘管理業務にご協力ご理解頂き、誠に有難うございます。

さて、静岡県生活科学検査センターに依頼しております浄水(水道水)の水質検査、H30年1月(22項目)実施の①水質検査結果を皆様にご報告させていただきます。今回も水質検査結果に問題はありませんでした。

尚、年度初め(4月)に②水質検査計画及び③水質検査結果書を作成しました。

又、再度ご確認して頂けますよう④水道供給規定も皆様のご自由に閲覧できるように管理事務所においてありますので是非ご覧ください。

これからも皆様の別荘生活が健康に、かつ快適にお過ごし頂けますように安全で安心な水道水を供給する為に、職員一同努力してまいりますので今後ともご協力を賜りますようよろしくお願い致します。

敬具

浄水水質検査結果書

第 17-SS-04273 号
平成30年01月19日

厚生労働省登録水質検査機関 登録番号第2号

十里木別荘管理株式会社 様

静岡県葵区北安東4丁目27番2号
一般財団法人静岡県生活科学検査センター
理事長 明石 孝
理事長之印



平成30年1月9日にご依頼のありました試料の情報は、次のとおりです。
(当方が採水した試料以外については、検査依頼書等より転記した情報であり、当方の管理下ではありません。)

採水年月日	平成30年1月9日	気温	8.3 °C	水温	8.0 °C
水源又は施設の名称	十里木別荘分譲地簡易水道	採水時残留塩素	0.15 mg/L		
採水地点	管理事務所 給水栓				
採水者名	二之形秀孝 (所属) 十里木別荘管理株式会社				

試料の検査結果は下記のとおりです

検査事項		水質基準に関する厚生労働省令第101号に基づく水質検査 検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による						
No.	検査項目	検査結果	No.	検査項目	検査結果	No.	検査項目	検査結果
1	一般細菌	0 CFU/mL	47	pH値	8.0			
2	大腸菌	検出しない	48	味	異常なし			
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L未満	49	臭気	異常なし			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L未満	50	色度	0.5 度未満			
21	塩素酸	0.06 mg/L未満	51	濁度	0.1 度未満			
22	クロロ酢酸	0.002 mg/L未満			以下余白			
23	クロロホルム	0.001 mg/L未満						
24	ジクロロ酢酸	0.002 mg/L未満						
25	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L未満						
26	臭素酸	0.001 mg/L未満						
27	総トリハロメタン	0.01 mg/L未満						
28	トリクロロ酢酸	0.002 mg/L未満						
29	ブロモジクロロメタン	0.001 mg/L未満						
30	ブロモホルム	0.001 mg/L未満						
31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L未満						
38	塩化物イオン	2.0 mg/L						
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.2 mg/L未満						
判定	上記水質項目については水質基準に適合である							
検査期日	平成30年1月9日 ~ 平成30年1月19日				検査責任者	課長 渡辺裕之		
備考								

*当センターの文書による承認なしでは、完全な複製を除き、本結果書の一部だけの複製はできません。

*試験検査所: 一般財団法人静岡県生活科学検査センター 焼津検査所 焼津市塩津1番1 Tel. 054-021-5003

*pH値は独立行政法人製品評価技術基盤機構によりISO/IEC17025(2005)の認定を取得した検査項目です。(検査方法: 平成15年厚生労働省告示第261号 別表第31) 1/1

基準値一覽

(平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号)

番号	項目名	基準値	定量下限値 (注 2)検査方法)	番号	項目名	基準値	定量下限値 (注 2)検査方法)
1	一般細菌	100/mL 以下	0/mL (別表第1)	27	(注 1) 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	0.01mg/L (別表第15)
2	大腸菌	検出されないこと	***** (別表第2)	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	0.002mg/L (別表第17)
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.003mg/L 以下	0.0003mg/L (別表第6)	29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	0.001mg/L (別表第15)
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 0.0005mg/L 以下	0.00005mg/L (別表第7)	30	プロモホルム	0.09mg/L 以下	0.001mg/L (別表第15)
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第6)	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	0.008mg/L (別表第19)
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第6)	32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 1.0mg/L 以下	0.005mg/L (別表第6)
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第6)	33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/L 以下	0.01mg/L (別表第6)
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 0.05mg/L 以下	0.005mg/L (別表第6)	34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.3mg/L 以下	0.03mg/L (別表第6)
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	0.004mg/L (別表第13)	35	銅及びその化合物	銅の量に関して、 1.0mg/L 以下	0.005mg/L (別表第6)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、 0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第12)	36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 200mg/L 以下	1.0mg/L (別表第6)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	0.1mg/L (別表第13)	37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.05mg/L 以下	0.001mg/L (別表第6)
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、 0.8mg/L 以下	0.08mg/L (別表第13)	38	塩化物イオン	200mg/L 以下	1.0mg/L (別表第13)
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 1.0mg/L 以下	0.02mg/L (別表第6)	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	2.0mg/L (別表第6)
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.0002mg/L (別表第15)	40	蒸発残留物	500mg/L 以下	10mg/L (別表第23)
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	0.003mg/L (別表第15)	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	0.02mg/L (別表第24)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	0.002mg/L (別表第15)	42	(注 2) ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	0.000001mg/L (別表第25)
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.001mg/L (別表第15)	43	(注 2) 2-メルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	0.000001mg/L (別表第25)
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第15)	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	0.002mg/L (別表第28の2)
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第15)	45	フェノール類	フェノールの量に関して、 0.005mg/L 以下	0.0005mg/L (別表第29)
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第15)	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下	0.2mg/L (別表第30)
21	塩素酸	0.6mg/L 以下	0.06mg/L (別表第13)	47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	***** (別表第31)
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	0.002mg/L (別表第17)	48	味	異常でないこと	***** (別表第33)
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下	0.001mg/L (別表第15)	49	臭気	異常でないこと	***** (別表第34)
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	0.002mg/L (別表第17)	50	色度	5 度以下	0.5 度 (別表第36)
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	0.001mg/L (別表第15)	51	濁度	2 度以下	0.1 度 (別表第41)
26	臭素酸	0.01mg/L 以下	0.001mg/L (別表第18)	*	*****	*****	*****

注 1: 総トリハロメタンとはクロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルムの各濃度の総和

注 2: 検査方法の別表とは、平成 15 年厚生労働省告示第 261 号別表に対応したもの